

まちの将来像 | 第4章 市民・地域とともに備え、命と暮らしを守る安全安心のまち

施策1. 災害への備えを充実させる

施策概要

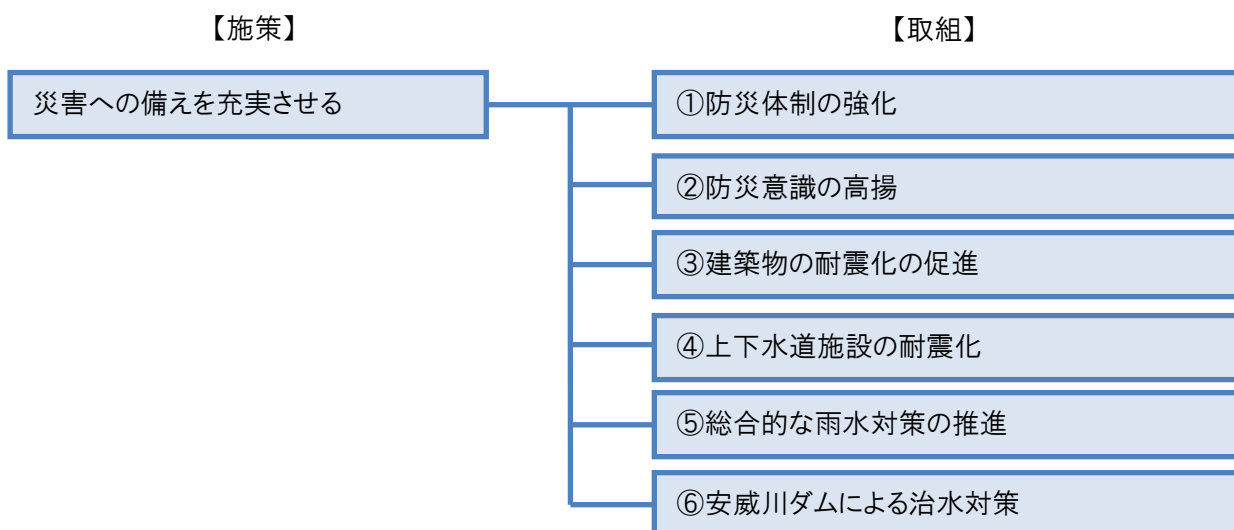
《施策の必要性》

今後30年以内に南海トラフ地震が発生する確率は60から70%と言われています。また、局地的豪雨等異常気象の増加も予測されることから、「災害に上限はない」、「人命が第一」であることの重要性を再確認し、ハード・ソフト施策を適切に組み合わせた防災・減災対策をより一層推進する必要があります。

《施策の方向性》

防災体制の確立と防災意識の高揚を図り、行政や市民等が災害や有事に際しての役割を認識し備えるとともに、耐震化の促進や雨水対策など災害に強い安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

《施策を実現するための取組の体系》



分野別計画等

- 業務継続計画(地震災害編)
災害発生時にも行政機能を確保し、短期間で平常業務へ復帰する体制を定める計画
- 地域防災計画
災害対策基本法第42条に基づき、自治体が防災のために処理すべき業務などを具体的に定める計画
- 住宅・建築物耐震改修促進計画
市における建築物の耐震化を計画的に促進するため、必要な施策や啓発及び知識の普及等に関する事項を定める計画

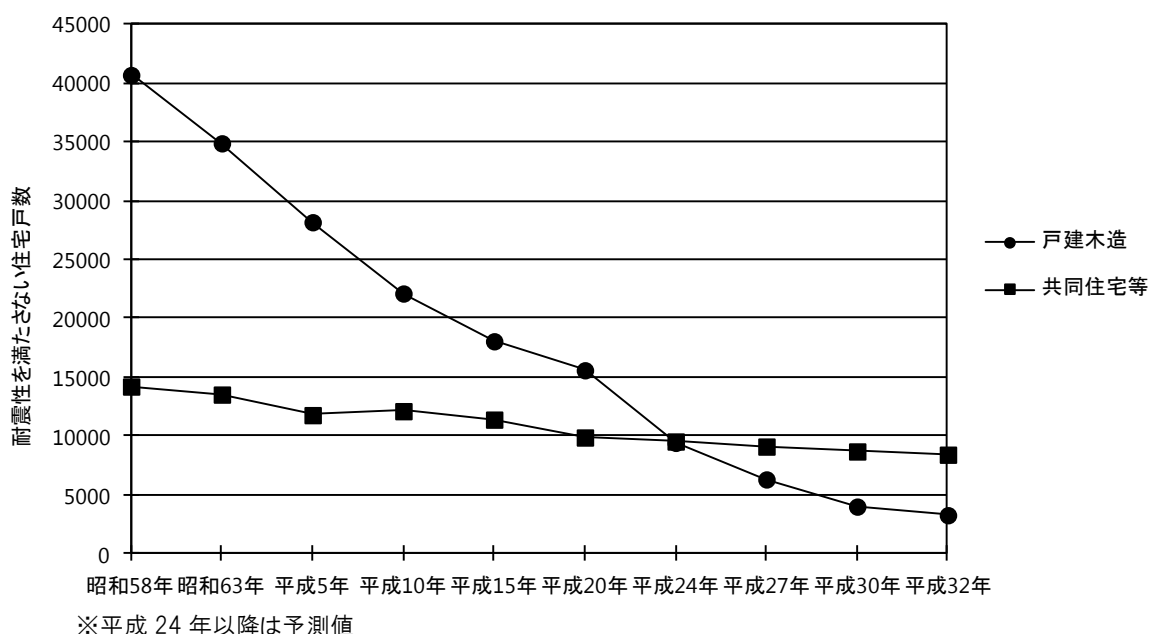
- 危機管理計画(水道編)

水道の安全と安定給水の確保を目的として、災害等の発生時における応急対策を迅速かつ的確に実施する体制を定める計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-1 地域福祉を推進する	地域福祉ネットワーク等と連携を図り、要援護者対策を強化します。
1-3 障害者への支援を推進する	災害時における避難支援体制の構築や避難施設等の確保に努めます。
3-5 都市間の交流と国際化を進める	災害時における在住外国人への支援に努めます。
5-5 良好で住みよい環境・景観づくりをすすめる	建築物の耐震化を促進します。
5-8 暮らしと産業を支える交通を充実させる	防災空間ともなる道路の整備を進めます。
7-5 市民とともに男女共同参画社会の実現をめざす	自主防災組織への女性の参画拡大を図ります。
7-6 地域コミュニティを育み、地域自治を支援する	地域防災力を高めるため、自主防災組織の結成促進・育成に努めます。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	防災訓練などの自主防災活動への各種団体・企業等の参画を促進するとともに、ソーシャルメディアの活用などを含め、市民が入手しやすい災害情報の発信に取り組みます。

◆耐震性を満たさない木造戸建住宅と共同住宅等の戸数◆



茨木市住宅・建築物耐震改修促進計画中間検証(平成25年3月)

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①防災体制の強化	現状と課題 東日本大震災等の教訓から明らかになったさまざまな課題に対応するため、地域における防災の仕組みを一層充実させるとともに、地域防災計画や業務継続計画(BCP)をより実効性のあるものに更新していく必要があります。また、ソーシャルメディアの活用など災害時における情報提供のあり方について、地域での連絡体制等も含め、総合的な観点から検討する必要があります。	市 地域防災力の強化を図るため、自主防災組織活動の促進や防災コミュニティづくりの推進及び市民との双方向の情報提供体制の構築など、災害時における情報提供の基盤整備の推進に努めます。また、指定避難所の機能を高めるとともに、二次避難施設及び福祉避難施設を充実させるなど災害時要配慮者対策を推進します。受援計画(※1)を策定するとともに、実効性を常に担保するため地域防災計画の見直しを随時行います。
	目標 地域防災計画が充実し、総合的な防災体制が確立しています。すべての小学校校区で自主防災組織が結成され多くの市民が日頃から災害に対する備えをしています。	市民 家庭内備蓄や家具の固定など身近な防災対策を講じます。また、積極的に災害情報を収集するとともに、市への情報提供に努めます。
		事業者・団体 地域防災リーダーが中心となり、自主防災組織の活動を推進し、女性の参画、近隣企業等との連携により、地域防災力の強化を図ります。企業等はBCPの策定に努めます。
②防災意識の高揚	現状と課題 東日本大震災から4年が経過し、災害教訓の風化が懸念されています。また、他地域で発生した風水害などは、一年経つと忘れがちになります。次に起こる災害から人命を守るためにも、災害教訓の伝承や家庭・地域での災害への備えが求められています。	市 市民の防災意識の高揚を図るため、大学等とも連携し地域での防災研修会を充実させるとともに、広報誌、ホームページ、防災パンフレットなどを活用し、多様できめ細かな啓発に努めます。
	目標 家庭では、生活物資の備蓄、家具の固定などの自助意識が高まっています。地域では、近隣の災害時避難行動要支援者への支援や初期消火、救出救護活動が行える体制が整い、避難行動、避難生活に関する知識が普及しています。	市民 家庭、地域、職場における各種の災害を念頭に置き、近隣と協力して実態に応じた防災対策を講じるとともに、地域での防災訓練等に積極的に参加し、防災意識を高めます。
		事業者・団体 自主防災組織が中心となり、地域での生活物資、資機材の備蓄や災害時避難行動要支援者の把握に努め、より実践的な訓練に取り組めます。

※1 受援計画

大規模災害時に他の自治体や機関からの応援を迅速かつ効率的に受け入れるための体制等を定める計画です。

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③建築物の耐震化の促進	現状と課題	市
	共同住宅等は合意形成の難しさ等から建替えや耐震改修が進みにくい状況です。また、市有建築物の耐震化は、住宅・建築物耐震改修促進計画の目標値である平成27年度末の耐震化率 90%以上を平成25年度末に達成しましたが、すべての施設の耐震化を図る必要があります。	耐震化を促進する支援策として補助制度の拡充や耐震診断・改修の促進を図る環境整備を充実させます。すべての市有建築物の耐震化が早期に完了できるよう、国等の補助を活用し、計画的に耐震診断、耐震改修を実施します。
	目標	市民
	多くの住宅及び多数の者が使用または利用する一定規模以上の建築物である特定建築物や公共施設が耐震性を満たしています。	積極的に耐震診断を受診し、耐震性を満たさなかった場合は、耐震改修等に努めます。(建築物を所有する事業者を含む)
④上下水道施設の耐震化	現状と課題	事業者・団体
		耐震診断、耐震改修などの設計・施工に関わる事業者・専門家は、耐震化に関する相談などに細やかな対応をするとともに、専門的知識や最新の技術をいかし、耐震化の推進に協力します。
	目標	市
	既存水道施設及び管路の耐震化を進めており、水道の危機管理計画が策定されています。また、下水道施設の耐震化事業計画を策定していますが、被害を受けた場合の対策計画や下水道BCPの策定が求められています。	水道施設及び管路の耐震化については、重要度などを勘案しながら、計画的に整備を進めます。下水道施設は、地域緊急交通路に埋設された管路の耐震化を優先的に実施するとともに、また被災時の対策、手順等を「下水道BCP」として取りまとめます。
	目標	市民
		事業者・団体
	大地震等の災害が発生しても、安全で安心な水道水を供給できる水道施設が整備されています。また、下水道施設の耐震化が進み、下水道BCPが策定されています。	

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
⑤総合的な雨水対策の推進	現状と課題	市
	近年、突発的な豪雨等により雨水流出量が増大し、各所で浸水被害が発生しており、土砂災害の発生も危惧されます。ハード整備には莫大な費用と相当な期間を要することから、効率的なハード整備の着実な推進に加え、ソフト対策をあわせた総合的な浸水対策等を行っていく必要があります。	公共下水道の雨水管整備や雨水貯留施設の設置、歩道舗装における透水性舗装の促進、また既存の水路については市街地における浸水対策に重要な役割を果たしているため適正な維持管理を行い、老朽化した施設の改築等を推進します。また、土砂災害に関する集落ごとのハザードマップ作成などにより、地域住民の避難行動に役立てます。
	目標	市民
	今後予期できない浸水被害や土砂災害に対して、行政によるハード整備と市民・事業者によるソフト対策をあわせた総合的な施策により、浸水被害や土砂災害の軽減が図られています。	事業者・団体 ハザードマップによる危険箇所等の把握、市民一斉清掃や水防訓練への参加、各戸の雨水貯留施設の設置、豪雨予報前の土のう設置等を実施し、自助・共助に取り組めます。 大規模な開発に伴う雨水貯留施設の設置、自主防災組織の設置、市民一斉清掃や水防訓練への参加、豪雨予報前の土のう設置や止水板の設置等を実施し、自助・共助に取り組めます。
⑥安威川ダムによる治水対策	現状と課題	市
	水没地区住民の代替宅地や代替農地への移転も完了し、国の要請によるダム検証の結果、安威川ダムは現計画が妥当であるとの対応方針が決定され、ダム建設が進められています。 ダム検証により、ダム本体工事の着手時期が遅れ、ダム建設スケジュールを見直す中、安威川の氾濫を防ぐため、早期のダム完成が求められています。	安威川流域住民の生命と財産を水害の危険から守り、安全なまちづくりを進めるため、引き続き大阪府と連携を密にし、早期に治水効果が発現できるよう、取組を推進します。
	目標	市民
	大雨による安威川の氾濫により、想定される流域の大規模な浸水の被害を防ぎ、住民の生命と財産が守られています。	事業者・団体

施策2. 消防・救急体制の充実強化を図る

施策概要

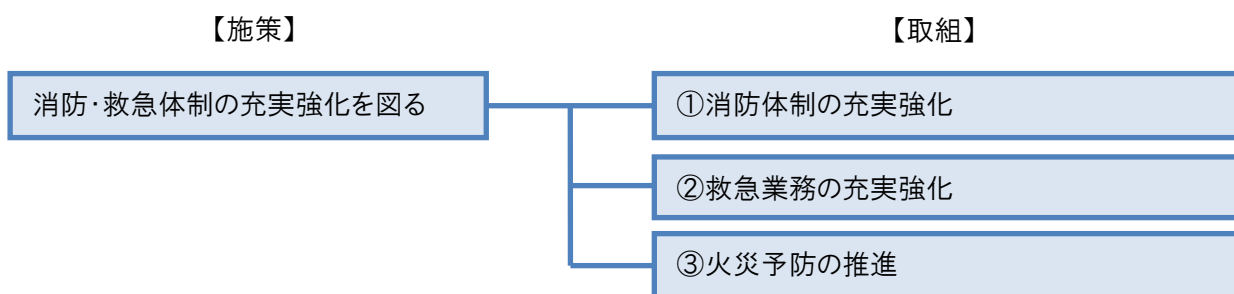
《施策の必要性》

近年、社会を取り巻く環境の変化に伴い、発生する災害はますます複雑多様化し大規模化の傾向にあることから、あらゆる災害に備えた消防力の充実強化が必要です。また、高齢者の増加に対応するため、救急業務の充実強化を図るとともに、市民や事業所などの防火意識の向上を図る必要があります。

《施策の方向性》

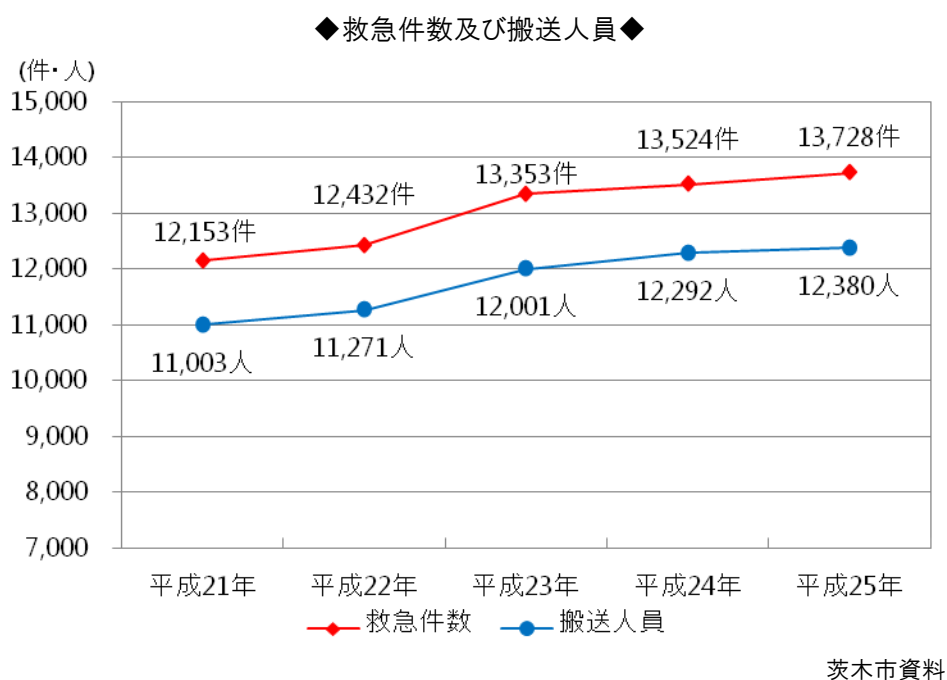
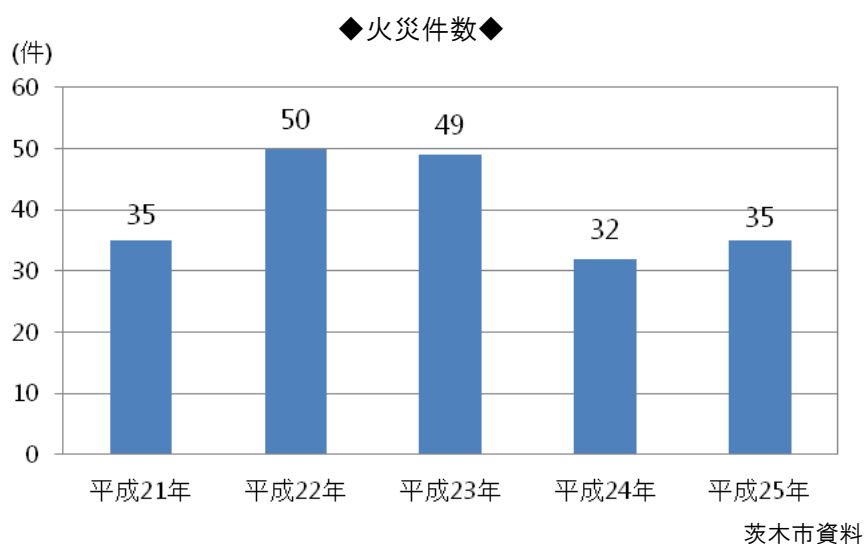
多様な災害に即応する消防体制と高齢化社会に対応した救急体制の充実強化を図るとともに、防火意識の向上に努め火災予防を推進します。

《施策を実現するための取組の体系》



関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-2 高齢者への支援を推進する	防火訪問による高齢者への火災予防を推進します。
1-5 健康づくりや地域医療を充実する	迅速かつ的確な救急活動が行えるよう市内医療機関への搬送率を高めます。
2-3 「生きる力」を育む教育を推進する	防災教育、救命講習を実施し将来の地域防災の担い手を育成します。
6-1 いごちの良い生活環境をたもつ	災害時における二次災害を防止し、消防活動をより安全なものとするため、事業所で取り扱う化学物質の種類や数量、危険性などの情報共有を推進します。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	消防団、自主防災会との連携など、行政と市民との協働による防災体制作りを推進します。



取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①消防体制の 充実強化	現状と課題	市
	複雑多様化する災害に対応できるよう消防力(※1)の充実強化を図る必要があります。	消防職員及び消防団員の災害対応力を向上させるとともに、車両等の計画的更新整備を図ります。また、各消防機関との災害現場活動の連携強化を推進します。
	目標	市民
	多様な災害に迅速に対応できる消防体制が整っています。	自主防災訓練などに積極的に参加します。 事業者・団体 自衛消防隊(※2)の訓練を充実させ、災害対応能力を高めます。
②救急業務の 充実強化	現状と課題	市
	高齢化の進展などに伴い、救急業務の要請は今後も増大することが予想されることから、円滑な救急活動が行えるよう、救急活動体制の充実強化を図る必要があります。	救急隊員の能力向上に努めるとともに、医療機関との連携を強化し、高齢化社会などによる救急需要の増加に対応するため、円滑な救急活動体制を構築します。また、救急車の適正利用等を啓発します。
	目標	市民
	円滑な救急活動体制が整っています。	救急車の適正利用に努めるとともに、救命講習会などに参加します。 事業者・団体 事業所内での救命講習会の受講や、AEDの設置を推進します。
③火災予防の 推進	現状と課題	市
	市民や事業所に対する消防訓練などを通して防火意識を高めていますが、より一層の防火思想の普及に努める必要があります。	防火教育に取り組み、防火思想の普及に努めます。 住宅用火災警報器の設置を促進し、被害の抑制を図ります。
	目標	市民
	防火意識が高まり、火災件数が減少しています。	家庭内で防火意識を高め、積極的に住宅用火災警報器を設置します。 事業者・団体 事業所内の消防設備等を適正に管理し、防火意識の向上に努めます。

※1 消防力

消火、救急、救助など消防の任務すべてが含まれます。

※2 自衛消防隊

消防法において、一定規模を有する事業所において設置が義務付けられている事業所の従業員により構成された自衛の消防組織です。

施策3. 防犯や多様な危機への対策強化を図る

施策概要

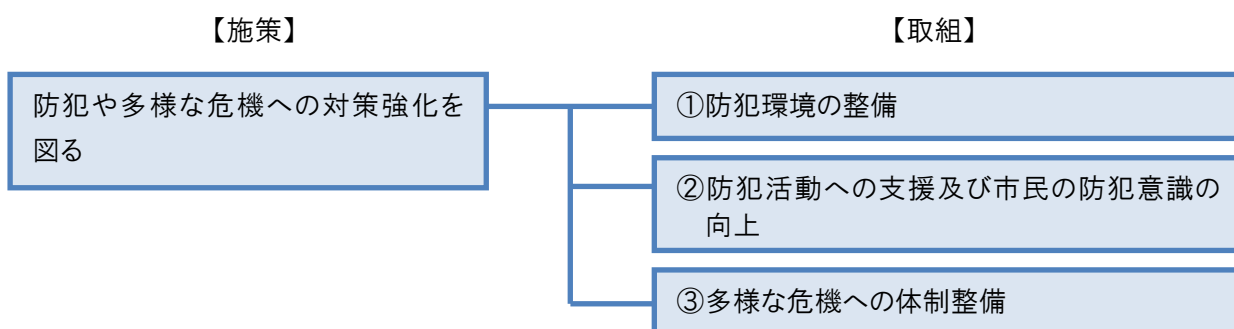
《施策の必要性》

市民の安全安心を脅かすものとして、犯罪や迷惑行為等、モラル低下によるさまざまな問題があり、これまでから対策を講じていますが、今後も効果を検証し、内容の見直しを図りながら、取組を発展させなければなりません。また、新感染症やテロ行為等の市民生活を脅かす多様な危機についても想定し、その対策を進める必要があります。

《施策の方向性》

安全で安心な地域社会を実現するため、市民、事業者、警察及び行政が犯罪のないまちづくりに求められる役割を分担するとともに、連携して、防犯対策の推進と防犯に対する意識の向上を図ります。また、多様な危機に関する情報収集と情報提供を行いながら対策を進めます。

《施策を実現するための取組の体系》



分野別計画等

- 新型インフルエンザ等対策行動計画

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、感染力の強い新型インフルエンザ等の発生に対し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び経済に及ぼす影響を最小限に抑えることを目的として定める計画

- 国民保護計画

外部からの武力攻撃や大規模テロが発生した場合に市が実施する国民保護措置（市民の避難など）を総括的に記載している計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-1 地域福祉を推進する	更生保護活動と連携し、犯罪のない地域づくりに努めます。
1-5 健康づくりや地域医療を充実する	新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、対応マニュアルを策定します。
2-4 魅力ある教育環境づくりを推進する	地域・家庭・学校が連携した、子どもの見守り活動を促進します。
7-5 市民とともに男女共同参画社会の実現をめざす	女性や子どもへの犯罪を防止するため、防犯カメラ設置などの取組を推進します。
7-6 地域コミュニティを育み、地域自治を支援する	茨木防犯協会地域支部による青色安全パトロールを支援します。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	自治会、茨木防犯協会、警察等との連携を強化し、犯罪防止に努めます。

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①防犯環境の整備	現状と課題	市
	警察と連携し、街頭犯罪抑止に有効な箇所を選定し、防犯カメラ(市管理)を設置するなど環境整備を進めています。地域での防犯上の危険箇所に、防犯灯や防犯カメラを設置するなどの対策が求められています。	子どもや女性を対象にした犯罪を抑止するためにも、犯罪発生の確認等に限定した利用と、プライバシーの保護に配慮しながら、地域での防犯カメラや防犯灯の設置を促進するとともに、地域における防犯組織への支援に努めます。
	目標	市民
	地域と警察と行政が連携を図り、防犯活動に取り組む環境が整っています。犯罪件数が毎年減少しています。	各小学校区内に地域防犯の核となる地域安全センターを設置するなど、行政、学校、警察等との連携強化を図ります。
②防犯活動への支援及び市民の防犯意識の向上	現状と課題	市
	地域防犯力の向上に資するため、茨木防犯協会の活動を支援しています。また、市民の防犯啓発にも努めていますが、さらなる防犯活動への支援が求められています。	市内各地で実施している防災訓練などの地域行事に、防犯啓発の内容も取り入れるなど、自主防犯活動の推進を支援します。
	目標	市民
	安心して安全に暮らすために、一人ひとりが高い意識を持ち、市内各地で自主的な防犯活動が活発に行われています。すべての小学校区で安全パトロールが行われています。	地域での挨拶運動や見回り活動などを行い、犯罪の未然防止に努めます。
③多様な危機への体制整備	現状と課題	市
	新型インフルエンザ等の感染症の発生や、大規模なテロ行為等に対する市の対応は、行動計画等で定めていますが、これらの危機は予測や予防が困難であるため、関係機関の緊密な連携体制の構築が急がれます。	迅速な対応ができるよう、新型インフルエンザ等対策行動計画及び国民保護計画に基づき、対応マニュアルの策定や関係機関との情報伝達訓練等を実施します。
	目標	市民
	多様な危機に対しては、国をはじめ関係機関等からスムーズな情報収集を行い、市民に対して速やかに情報提供が行える連携体制が整っています。	感染症に対する予防対策及び有事の際の避難行動などについて知識を深めます。
		事業者・団体
		開発事業者は、地域コミュニティ及び防犯対策を考慮し、事業を展開します。
		事業者・団体
		集客力のある大規模小売店舗等は、店舗及び周辺の防犯対策の推進に努めます。
		事業者・団体
		被害を最小限に抑え、社会機能を維持するため企業等における BCP 策定等に努めます。

施策4. 消費者教育を推進し、自立した消費者の育成に努める

施策概要

《施策の必要性》

高度情報化、国際化の進展に伴い、消費者トラブルも多様化・複雑化し、子どもから高齢者まで幅広い年代で被害が生じていることから、消費者が自ら選択し決定する力やリスク回避能力、自分の選択が他者や自分の生活へ及ぼす影響などを考え行動する能力等を養うことが重要となっています。

《施策の方向性》

消費生活相談、消費者教育・啓発事業の充実を図りながら消費者意識を高め、自立した消費者(※)を育成するとともに、相談業務の充実や適切な情報提供などにより消費者の安全・安心の確保(消費者保護)に取り組めます。

自立した消費者とは

それぞれの生活実態の中で、消費者トラブルを防止し、自ら安全・安心な暮らしを確保するために、ただ情報を鵜呑みにするのではなく自ら考え学び、またルールを知る努力をしながら、適切な意思決定をし、自分の選択が他者や自分の生活へ及ぼす影響なども考えて行動できる消費者のことを言います。

《施策を実現するための取組の体系》

【施策】

【取組】

消費者教育を推進し、自立した消費者の育成に努める

①消費者教育・啓発の推進

②消費者相談の充実

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-1 地域福祉を推進する	地域福祉ネットワークなど地域相談支援機関と連携し、相談及び啓発の強化を図ります。 地域レベルでの見守り声かけ活動など、民間のボランティア団体や市民活動団体などと連携した安全安心なまちづくりを推進します。

関連する施策	連携の内容
2-3 「生きる力」を育む教育を推進する	発達段階に即した消費者教育プログラム及び教材の研究や積極的な出前講座の実施などにより、学校教育と連携した消費者教育を推進します。
3-1 生涯学習の機会を増やし情報提供を充実する	共同での出前講座の実施や教育啓発資源等の積極的な活用などにより、生涯学習と連携した消費者教育を推進します。
6-3 ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす	共同での出前講座の実施や教育啓発資源等の積極的な活用などにより、環境に配慮した消費生活を促進します。
6-4 きちんと分別で資源循環をすすめる	共同での出前講座の実施や教育啓発資源等の積極的な活用などにより、環境に配慮した消費生活を促進します。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	地域レベルでの見守り声かけ活動など、消費者関係団体や地域防犯関係団体等市民団体と連携した安心安全なまちづくりを推進します。

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①消費者教育・啓発の推進	現状と課題 どこでもインターネットにつながる便利な環境にある中、若年者の消費者トラブルが顕在化しています。一方、少子高齢化・核家族化の影響を受け、高齢者世帯の消費者被害も多発しています。 また、「消費者教育の推進に関する法律」では、学校、地域等様々な場において多様な主体による消費者教育を実施するよう定められています。	市 消費者教育及び教材研究に取り組むとともに、出前講座等を積極的に実施し、消費者被害及び製品事故等の被害拡大防止に努めます。
	目標 自ら危険回避等をできるだけでなく、社会的弱者などへも配慮し消費行動できる自立した消費者が増加することにより、消費者トラブルが減少しています。	市民 生涯を通して主体的に学び、日常生活の中で消費者としての意識を培うよう努めます。
		事業者・団体 市と連携し市民への情報提供、講師派遣などに努めます。
②消費者相談の充実	現状と課題 個々の相談は高い水準で解決が図られており、今後はさらに被害の未然・拡大・再発防止の観点に立った関連部門・機関との連携を進めていく必要があります。	市 地域コミュニティや警察など関連団体・機関と情報の共有化を図りながら、相談体制の充実に努めます。
	目標 被害の未然・拡大・再発防止の観点に立った相談体制が充実しています。	市民
		事業者・団体